

## 当会における消費税課税事業者特別会費の新設について

会員各位

平素は板橋青色申告会活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。  
令和5年10月1日からのインボイス制度開始に伴い、令和6年の確定申告期より消費税の確定申告・納税が必要となる方が増える見込みとなっております。

(インボイス制度の登録事業者となっている方は課税事業者ですので、確定申告期には所得税の他に消費税の確定申告・納税を行って頂く必要があります。)

今回の制度施行により毎年の確定申告期間中の消費税の申告件数が増加となります。

これにより当会職員の研修や人員募集、事務処理促進のためのソフトウェア開発等の経費が既に発生しており、加えてパソコンやプリンタ等備品の整備・購入、消耗品の購入などこれまで以上の支出が見込まれます。

物価高の状況のなか恐れ入りますが、令和6年1月以降(令和5年分確定申告分以降)に消費税の申告書類を板橋青色申告会事務局にて作成される方につきましては、作成年分毎に通常の会費とは別途に「消費税課税事業者特別会費」年間3,000円(月会費250円)を新設し、下記のとおりご納入いただくこととなりました。

インボイス制度による事務局体制強化のため、事情をおくみとり頂きご理解の程宜しくお願い申し上げます。

また、消費税の申告件数の増加により確定申告期間中を通して前年よりも混雑が見込まれ、例年3月に入りますと2月よりも混雑する傾向にありますので、混雑緩和のため2月中のご来会をご検討頂きます様お願い致します。

### 記

【 名 称 】 消費税課税事業者特別会費

【 開始時期 】 令和5年分消費税の確定申告書類作成分より

【 ご対象者 】 令和5年分以降について消費税申告書を当会にて作成される方  
(内容により、お手伝いまたは対応できない案件もございます。  
ご了承ください。)

【ご納入方法】 年間3,000円(月会費250円を一括払いにて、確定申告期後に集計と確認を行い、当年4月以降に振込または振替にてご請求させて頂きます。必要経費に算入できます。)

公益社団法人板橋青色申告会  
会長 大戸 孝宏